

# 仕 様 書

- 1 品目及び規格 レギュラーガソリン  
日本産業規格 J I S K 2 2 0 2 - 2 号
- 2 供給期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日
- 3 見込数量 年間 5, 6 0 0 リットル  
(内訳：本土分 4, 9 0 0 リットル  
離島分 7 0 0 リットル)  
(数量は契約期間内における見込数量であり、供給数量を  
保証するものではない。)
- 4 供給場所  
別紙 1 の法務局の管轄する市町村にある給油所とする。  
また、いずれの庁についても、それぞれの所在地からおおむね 5 キロメー  
トル以内に直営又は提携給油所が存在すること。  
なお、別紙 1 の項番 1 については、令和 5 年度中に庁舎移転の予定があり、  
納入場所に変更が生ずるが、変更日は決定次第通知する。
- 5 供給方法  
供給者が指定する給油書又はカード（入会金及び年会費が無料であり、か  
つ、クレジット機能を有しないものに限る。以下「給油カード等」という。）  
を提示して給油を受ける。  
なお、給油のたびに、車両番号、給油年月日及び給油量等を記載した納品  
伝票を手交すること。
- 6 給油カード等の発行  
供給者は、別途交付する車両番号一覧表により、車両登録番号等を表示し  
た給油カード等を各車両分作成し、令和 5 年 3 月 2 4 日（金）までに提供す  
ること。

また、車両番号に追加及び変更がある場合は、その都度、給油カード等を各車両分作成するものとする。

なお、給油カード等交付に係る費用は、供給者の負担とする。

## 7 契約方法

1 リットル当たりの単価契約とし、各月の単価（消費税及び地方消費税抜き）は、別紙2の明細書により算出した調整後単価（④又は⑧）とする。

明細書①又は⑤の価格は、次のとおり供給月によって変動し、同明細書③又は⑦の調整額は、契約期間中変動しないものとする。

### (1) 契約月（令和5年4月）

明細書①又は⑤は、鹿児島県が公表する「鹿児島県のガソリン価格」のうち、令和5年2月現在の「本土平均価格」又は「離島平均価格」（レギュラー、1リットル、消費税込み）をそれぞれ適用し、調整後単価（④又は⑧）を算出する。

### (2) 令和5年5月以降

明細書①又は⑤は、鹿児島県が公表する「鹿児島県のガソリン価格」のうち、供給月前月現在の「本土平均価格」又は「離島平均価格」（レギュラー、1リットル、消費税込み）をそれぞれ適用し、調整後単価（④又は⑧）を算出する。

区分	項番	庁名	法務局各庁所在地	電話番号／FAX番号	予定数量 (リットル)
本土分	1	鹿児島地方 法務局 本局	〒890-8518 鹿児島市鴨池新町1-2	099-259-0604／099-259-0686	2,200
			(移転後) 〒892-0816 鹿児島市山下町13-10	未定	
	2	霧島支局	〒899-4332 霧島市国分中央3-42-1	0995-45-0064／0995-45-4305	750
	3	知覧支局	〒897-0302 南九州市知覧町郡5405	0993-83-2208／0993-83-4153	250
	4	川内支局	〒895-0063 薩摩川内市若葉町4-24	0996-22-2300／0996-22-2879	400
	5	鹿屋支局	〒893-0064 鹿屋市西原4-5-1	0994-43-6790／0994-43-6791	550
	6	南さつま出張所	〒897-0006 南さつま市加世田本町 50-19	0993-52-2561／0993-52-2564	150
	7	出水出張所	〒899-0201 出水市緑町36-1	0996-62-0219／0996-62-0269	300
8	曾於出張所	〒899-8102 曾於市大隅町岩川6491-2	099-482-0047／099-482-5211	300	
		小 計			4,900
離島分	9	奄美支局	〒894-0034 奄美市名瀬入舟町23-1	0997-52-0376／0997-52-0348	200
	10	種子島出張所	〒891-3101 西之表市西之表16314-6	0997-22-0668 (共通)	200
	11	屋久島出張所	〒891-4205 熊毛郡屋久島町宮之浦 1593-2	0997-42-0061 (共通)	300
		小 計			700
合 計					5,600

※ 予定数量は、供給することを確約した数量ではないので注意すること。

## 明 細 書

令和5年4月	レギュラーガソリン
<b>本土分</b>	
① 令和5年2月現在における1リットル当たりの鹿児島県本土平均価格	円
② ①の税抜き価格(①の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て)	円
③ 調整額(加算減算額) ※1	円
④ 本土分調整後単価(④=②+③)	円
<b>離島分</b>	
⑤ 令和5年2月現在における1リットル当たりの鹿児島県離島平均価格	円
⑥ ⑤の税抜き価格(⑤の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て)	円
⑦ 調整額(加算減算額) ※1	円
⑧ 離島分調整後単価(⑧=⑥+⑦)	円
<b>令和5年5月以降</b>	レギュラーガソリン
<b>本土分</b>	
① 令和●年●月現在における1リットル当たりの鹿児島県本土平均価格 ※2	円
② ①の税抜き価格(①の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て)	円
③ 調整額(加算減算額) ※1	円
④ 本土分調整後単価(④=②+③)	円
<b>離島分</b>	
⑤ 令和●年●月現在における1リットル当たりの鹿児島県離島平均価格 ※2	円
⑥ ⑤の税抜き価格(⑤の価格を1.10で割り、小数点以下切捨て)	円
⑦ 調整額(加算減算額) ※1	円
⑧ 離島分調整後単価(⑧=⑥+⑦)	円

※1 調整額は、見積書の額とし、契約期間中変動しないものとする。

※2 令和5年5月以降は、鹿児島県が公表する「鹿児島県のガソリン価格」のうち、供給月前月現在の「本土平均価格」又は「離島平均価格」(レギュラー、1リットル、消費税込み)をそれぞれ適用する。